平成２４年（フ）第３５号
秋田県由利本荘市岩城内道川字水呑場28番地133
債務者　堀井　敏夫
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第１５８０号
横浜市金沢区六浦４丁目３番５号　ハイツこいずみＣ棟102
債務者　熊谷　美奈（旧姓臼元）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　聡子
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９９号
秋田市新藤田字治郎沢28番地80
債務者　斎藤　直臣
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　伸一
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８１号
新潟市西蒲区曽根213番地
債務者　安藤　修久
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　破産債権の届出期間　平成24年10月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５６８号
広島市中区舟入南４丁目１番７―601号　リバーフロウトニシヒロ
債務者　大城　雄士
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　喜美
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２号
東京都板橋区大山西町70番地12　エムズホーム101号、申立時の住所鳥取県鳥取市田島665番地
債務者　森　　泉
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷裕次郎
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１号
鳥取県鳥取市秋里1078―１、住民票上の住所鳥取県鳥取市河原町佐貫903番地
債務者　中山　明保
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬古　智昭
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月13日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市古海635番地13、旧住所鳥取県鳥取市丸山町223番地17
債務者　岡本　晋二（旧姓下根）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７３２号
広島市東区光が丘２番２―102号
債務者　山手　雅博
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　泰直
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５８号
広島市東区中山上２丁目16番22号
債務者　山手　　進
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　泰直
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
沖縄県うるま市字田場1682番地10　コーポラスＴ301
債務者　比嘉　盛秀
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波連　光
4　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県伊佐市菱刈川南1112番地１
債務者　原口　正和
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西薗　亮一
4　破産債権の届出期間　平成24年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係